

ロシアはウクライナから即時撤退を!!

今こそ日本国憲法を遵守し、日本国憲法があらゆる分野にいきる社会を実現させましょう

国際婦人年連絡会 世話人 大倉多美子 橋本紀子 前田佳子

国際婦人年連絡会(全国組織34団体)は、1975年の国際婦人年以來、国連の提唱する3目標「平等・開発・平和」を掲げて活動しています。この目標の実現には、平和主義・国民主権・基本的人権尊重を掲げる日本国憲法を、社会のあらゆる分野にいかすことが必要不可欠です。

2022年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻に踏み切り、核兵器使用の示唆まで行うなど、国際法の蹂躪を続けています。ロシアは、ウクライナから即時撤退すべきです。核兵器禁止条約の発効にもかかわらず、核保有国による核兵器使用が現実化したことにより、核保有国の条約加盟の必要性が一層高まりました。

岸田政権はこの機をとらえて、「専守防衛」の原則を逸脱した安保法制の下に、「敵基地攻撃能力」を保有しようと画策し、さらに自民党や維新の会の中では「核共有」論や「台湾有事」論によって、国民の不安を助長し「武力には武力を」という改憲の議論を優先させようとしています。

しかし、武力を保有するならば戦闘行為の危険が一層高まり、最も被害に合うのは女性と子ども、老人です。そもそもロシアのウクライナ軍事侵攻の背景には、国連憲章第51条の趣旨に反した米国のNATO拡大戦略という集団自衛権の問題があり、ロシアも集団的自衛権行使を理由に軍事侵攻しました。同じく集団的自衛権を内包する日米安保条約の拡大と安保法制は、国際紛争の解決に武力を行使する危険性を増大させているといえます。

日本政府は、今こそ第9条のある日本国憲法を遵守し、憲法があらゆる分野にいきる社会の実現をめざす方向に舵を切るべきです。新型コロナウイルス感染症もまだ警戒が必要な状況です。行き届かない政策により、失業や休業の激増、子育てや介護の負担増、DVの急増、自殺者の増加など、女性により深刻な影響をもたらし、ジェンダー平等施策の遅れを浮き彫りにしました。軍事費を拡大するのではなく、憲法第25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」をする権利を保障するために早急の対策が必要です。

第75回憲法記念日を迎えるにあたり、国際婦人年連絡会は、改憲に強く反対し、下記の項目等の実施を求め、これまで以上の力を結集し、全力で行動することを宣言します。

記

- *ロシアはウクライナから即時撤退をすること。
- *コロナ対策を最優先課題として取り組むこと。必要な財源としては軍事費を大幅に削減し、公衆衛生・医療体制の強化、事業者や個人への補償に充てること。コロナ被害が女性に深刻に影響していることを直視し、いかなる対策も、ジェンダー平等の視点をもって検討・策定すること。
- *核兵器禁止条約に一日も早く署名・批准をすること。
- *医療・介護・年金・子育てなどの社会保障・社会福祉の充実で貧困・格差をなくすこと。
- *「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を積極的に実施すること。多様な民意を受け入れ、女性や少数派の立場の人たちが政治参画できるように、小選挙区制を廃止し、比例代表制を中心とした選挙制度に改革すること。
- *女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、個人通報制度を実現すること。
- *女性差別撤廃委員会の勧告を受け止め、法制審議会の答申に沿って直ちに100日の待婚期間の廃止及び選択的夫婦別氏制度導入等の民法改正を行うこと。
- *あらゆる差別・ハラスメントを禁止するための法整備を行い、ILO190号「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を批准すること。
- *人権教育、包括的性教育など、ジェンダー平等教育の強化、および少人数学級の早期実現をはかること。

以上